

「BB フォン個別規程」新旧対照表

<p>改定前 (2015年8月10日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第2章 BBフォン利用契約 第6条 (住所の移転) 7. BBフォン会員が住所等を移転したにもかかわらず本条第1項の申し込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、またはBBフォン会員の住所等が判明しない場合、当社は、基本規約第24条の規定に従い当社の判断によりBBフォン利用契約を解除することができますものとします。</p>	<p>第2章 BBフォン利用契約 第6条 (住所の移転) 7. BBフォン会員が住所等を移転したにもかかわらず本条第1項の申し込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、またはBBフォン会員の住所等が判明しない場合、当社は、基本規約第24条の規定に従いBBフォン利用契約を解除することができるものとします。</p>
<p>第5章 BBフォン会員の責務等 第15条の2 (会員の義務) (8) その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第5章 BBフォン会員の責務等 第15条の2 (会員の義務) (8) その他、不適切な行為。</p>
<p>第7章 BBフォンの利用停止等 第17条の2 (本サービスの中止・停止等) 2. 当社は、基本規約第19条第1項各号に定める場合および国際通話が第三者によって不正に利用されていると判断した場合のほか、接続機器に障害が生じもしくは生じるおそれがある場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。</p>	<p>第7章 BBフォンの利用停止等 第17条の2 (本サービスの中止・停止等) 2. 当社は、基本規約第19条第1項各号に定める場合および国際通話が第三者によって不正に利用されているおそれがある場合のほか、接続機器に障害が生じもしくは生じるおそれがある場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。</p>
<p>第17条の3 (利用停止) (3) 当該月におけるBBフォンの利用料金等が30,000円を超過し、かつ従前の利用状況および支払状況等から、利用料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断したとき。</p>	<p>第17条の3 (利用停止) (3) 当該月におけるBBフォンの利用料金等が30,000円を超過し、かつ従前の利用状況および支払状況等から、利用料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認められるとき。</p>
<p>(4) その他、BBフォン利用が適切ではないと当社が判断したとき。</p>	<p>(4) その他、合理的な理由に基づき、BBフォン利用が適切ではないと認められるとき。</p>
<p>第18条 (責任の制限) 4. 当社は、協定事業者等の責めに帰すべき事由により、BBフォンの提供ができない場合であって、当社が当該協定事業者等から損害賠償を受領した場合には、当該受領額をBBフォンが利用できなかったBBフォン会員全員に対する損害賠償総額を限度額とし、本条第2項および第3項に準じて損害賠償に応じるものとします。</p>	<p>第18条 (責任の制限) 4. 削除</p>

<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、BB フォンを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、BB フォンを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>6. 本条第2項の場合を除き、当社はBB フォン会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>6. 本条第2項の場合及び当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社はBB フォン会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>第9章の3 転送電話サービス 第37条（転送先番号） 3. 当社は、技術上、業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、または当社が必要と判断した場合は、あらかじめBB フォン会員に通知の上、転送先番号を変更または削除する場合があります。</p>	<p>第9章の3 転送電話サービス 第37条（転送先番号） 3. 当社は、技術上、業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、その他やむを得ないと認められる合理的理由がある場合は、あらかじめBB フォン会員に通知の上、転送先番号を変更または削除する場合があります。</p>

「とく放題(B)会員規約」新旧対照表

<p>改定前 (2016年1月6日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第1章 総則 第2条 (用語の定義) (10)「当社インターネットサービス会員規約」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p>	<p>第1章 総則 第2条 (用語の定義) (10)「当社インターネットサービス会員規約」とは、「SoftBank Air サービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 1. 当社は、本サービスの運営に関し、必要と認める場合、当社の裁量において、本サービスの利用を制限することができます。</p>	<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 1. 当社は、本サービスの運営のため必要と認められる場合、本サービスの利用を制限することができます。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 4. 当社は、サービス提供会社等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であつて、当社が当該サービス提供会社等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>削除</p>
<p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>削除</p>

<p>8. 本サービス会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の本サービス会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該本サービス会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該本サービス会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>	<p>6. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>
<p>第14条（サービスの変更、追加） 当社は、理由の如何を問わず、また、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。</p>	<p>第14条（サービスの変更、追加） 当社は、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。</p>
<p>第6章 利用契約の終了 第16条（当社側からの解除） 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>	<p>第6章 利用契約の終了 第16条（当社側からの解除） 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>
<p>(1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に违背する行為を行った場合。</p>	<p>(1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に违背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(6) その他当社が会員として不適切と判断した場合。</p>	<p>(6) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。</p>
	<p>(7) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。</p>
	<p>2. 当社は本条1項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>

「BB ライフホームドクター」サービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2016年2月1日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第1章 総則 第2条 (用語の定義) (12)「当社インターネットサービス会員規約」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p>	<p>第1章 総則 第2条 (用語の定義) (12) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「SoftBank Air サービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第24条 (本サービスの中止・中断) 1. 当社は、本サービスの運営に関し、必要と認める場合、当社の裁量において、本サービスの利用を制限することができます。</p>	<p>第24条 (本サービスの中止・中断) 1. 当社は、本サービスの運営のため必要と認められる場合、本サービスの利用を制限することができます。</p>
<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 4. 当社は、サービス提供会社等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該サービス提供会社等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>削除</p>
<p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>削除</p>
<p>8. 本サービス会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サ</p>	<p>6. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利</p>

<p>サービスの利用に関連し他の本サービス会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該本サービス会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該本サービス会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>	<p>用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>
<p>第 26 条（本サービスの変更、追加） 当社は、理由の如何を問わず、また、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。</p>	<p>第 26 条（本サービスの変更、追加） 当社は、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。</p>
<p>第 7 章 利用契約の終了 第 28 条（当社側からの解除） 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>	<p>第 7 章 利用契約の終了 第 28 条（当社側からの解除） 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>
<p>(1) 本規約またはサービス提供会社が定める健康支援サービス利用規約に違反する行為を行った場合。</p>	<p>(1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に違反する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(6) その他当社が会員として不適切と判断した場合</p>	<p>(6) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。</p>
	<p>(7) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。</p>
	<p>2. 当社は本条 1 項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>

「BB マルシェ by 大地を守る会」サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2018年7月1日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第1章 総則</p> <p>第2条(用語の定義)</p> <p>(11)「当社インターネットサービス会員規約」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条(用語の定義)</p> <p>(11)「当社インターネットサービス会員規約」とは、「SoftBank Air サービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第4章 会員の義務等</p> <p>第12条 (本サービスの中止・中断)</p> <p>1. 当社は、本サービスの運営に関し、必要と認める場合、当社の裁量において、本サービスの利用を制限することができます。</p>	<p>第4章 会員の義務等</p> <p>第12条 (本サービスの中止・中断)</p> <p>1. 当社は、本サービスの運営のため必要と認められる場合、本サービスの利用を制限することができます。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項)</p> <p>4. 当社は、サービス提供会社等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該サービス提供会社等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>削除</p>
<p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>削除</p>
<p>第6章 利用契約の終了</p>	<p>第6章 利用契約の終了</p>

<p>第 16 条（当社側からの解除）</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>	<p>第 16 条（当社側からの解除）</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>
<p>(1) 本規約またはサービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に違反する行為を行った場合。</p>	<p>(1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に違反する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(6) その他当社が会員として不適切と判断した場合。</p>	<p>(6) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。</p>
	<p>(7) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。</p>
	<p>2. 当社は本条 1 項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>

「BB お掃除&レスキュー」サービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2016年9月1日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第1章 総則 第2条 (用語の定義) (12)「当社インターネットサービス会員規約」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p>	<p>第1章 総則 第2条 (用語の定義) (12) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「SoftBank Air サービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 1. 当社は、本サービスの運営に関し、必要と認める場合、当社の裁量において、本サービスの利用を制限することができます。</p>	<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 1. 当社は、本サービスの運営のため必要と認められる場合、本サービスの利用を制限することができます。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 4. 当社は、サービス提供会社等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であつて、当社が当該サービス提供会社等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>削除</p>
<p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>削除</p>

<p>第 14 条 (サービスの変更、追加)</p> <p>当社は、理由の如何を問わず、また、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。</p>	<p>第 14 条 (サービスの変更、追加)</p> <p>当社は、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。</p>
<p>第 6 章 利用契約の終了</p> <p>第 16 条 (当社側からの解除)</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>	<p>第 6 章 利用契約の終了</p> <p>第 16 条 (当社側からの解除)</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。</p>
<p>(1) 本規約またはサービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に违背する行為を行った場合。</p>	<p>(1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に违背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。</p>	<p>(3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p>
<p>(6) その他当社が会員として不適切と判断した場合。</p>	<p>(6) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。</p>
	<p>(7) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。</p>
	<p>2. 当社は本条 1 項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>

「BB サポートワイド会員規約」新旧対照表

改定前 (2017年9月1日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第2条 (定義)</p> <p>8. 「レンタル規約」とは、会員が接続機器を当社よりレンタルするにあたり、当該レンタル契約に適用される、「接続機器レンタル規約」、「接続機器レンタル規約 (Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo!BB 光フレッツコース用)」、「接続機器レンタル個別規定」、「接続機器レンタル規約 (SoftBank 光用)」および「接続機器レンタル規約 (SoftBank Air 用)」をいいます。</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>8. 「レンタル規約」とは、会員が接続機器を当社よりレンタルするにあたり、当該レンタル契約に適用される、「機器レンタル規約」、「接続機器レンタル個別規定」をいいます。</p>
<p>第6条の2 (会員特典)</p> <p>3. 本特典は、当社の判断により適用されない場合があります。</p>	<p>第6条の2 (会員特典)</p> <p>3. 本特典は、以下の場合には適用されません。</p>
	<p>(1) 機器レンタル規約 第10条第1項に違反する行為 (ただし、同項第3号の行為は故意による場合に限り) により前項の「修理交換料金」支払い事由が発生した場合</p>
	<p>(2) 本特典の適用が、通常の利用では生じない程度の回数または頻度で行われている場合</p>
	<p>(3) 合理的な理由に基づき虚偽申告であることが疑われる場合</p>
	<p>(4) 前各号のほか、合理的な理由に基づき本特典の適用が不適切又は不相当であると認められる場合</p>
<p>第12条 (本サービスの中断)</p> <p>1. (2) 運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。</p>	<p>第12条 (本サービスの中断)</p> <p>1. (2) 運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難な場合。</p>
<p>2. 当社は、本サービスの中断により、会員または第三者が被ったいかなる不利益、被害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>2. 当社は、前項に基づく中断により、会員または第三者が被ったいかなる不利益、被害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第13条 (本サービスの利用の停止)</p> <p>1. (5) その他、本サービスの利用にあたり当社が不適切であると判断した場合。</p>	<p>第13条 (本サービスの利用の停止)</p> <p>1. (5) その他、本サービスの利用にあたり合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為の場合。</p>
<p>第14条 (責任の制限)</p>	<p>第14条 (責任の制限)</p>

<p>3. 本サービスをご利用中に当社がお客様に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合、またはサービス提供上やむを得ない場合については、その責を負わないものとします。</p>	<p>3. 本サービスをご利用中に当社がお客様に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合については、その責を負わないものとします。</p>
<p>第17条（当社側からの解除）</p> <p>2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを会員は予め了承するものとします。</p>	<p>第17条（当社側からの解除）</p> <p>2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、利用停止せずに、利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを会員は予め了承するものとします。</p>
<p>(1) 当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合</p>	<p>(1) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障をきたす場合</p>
	<p>(8) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合</p>

「SoftBank ブロードバンドオプションサービス」基本規約」新旧対照表

改定前 (2007年3月31日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第14条(支払方法等)</p> <p>2. 当社は、本規約等において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても受領した利用料金等を返還する義務を負いません。</p>	<p>第14条(支払方法等)</p> <p>2. 当社は、本規約等において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても受領した利用料金等を返還する義務を負いません。</p>
<p>第18条(禁止事項)1項</p> <p>(15)その他、個別規定に定める行為、または当社が不適切と判断する行為</p>	<p>第18条(禁止事項)1項</p> <p>(15)その他、個別規定に定める行為、または不適切な行為</p>
<p>第21条(責任の制限)</p> <p>4. 協定事業者等の責めに帰すべき理由により本サービスの提供ができなかった場合には、当該協定事業者等が責任を負担し、当社は一切の責任を負いません。但し、当社が当該協定事業者等から損害賠償金を受領した場合には、当社は、当該受領額を、当該協定事業者等の責めにより本サービスの利用ができなかった全会員に対する損害賠償額の上限として、前二項に従って損害賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第21条(責任の制限)</p> <p>4. 協定事業者等の責めに帰すべき理由により本サービスの提供ができなかった場合には、当該協定事業者等が責任を負担し、当社は一切の責任を負いません。</p>
<p>第22条(免責)</p> <p>3. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>第22条(免責)</p> <p>3. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>5. 当社は、前条および本規約等に明示的に定める場合の他、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>	<p>5. 当社は、前条および本規約等に明示的に定める場合を除き、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>
<p>第24条(当社が行う利用契約の解除)2項</p> <p>2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。</p>	<p>第24条(当社が行う利用契約の解除)</p> <p>2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、利用停止せずに利用契約を即時解除できるものとします。</p>
<p>(2)会員が第18条第1項各号所定の行為を行い当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合</p>	<p>(2)会員が第18条第1項各号所定の行為を行い当社の業務の遂行に特に著しい支障をきたす場合</p>
<p>(3)本規約等に違反し、もしくは会員の責めに帰すべき事由により当社もしくは第三者に損害を与えた場合、または利用料金等の支払を怠った場合</p>	<p>(3)本規約等に違反し、もしくは会員の責めに帰すべき事由により当社もしくは第三者に損害を与えた場合、または利用料金等の支払を怠り、当社からの催告を受けたに</p>

	もかかわらず解消されない場合
--	----------------

「SoftBank ブロードバンドオプションサービス」基本規約
「BB セキュリティ」サービス個別規定」新旧対照表

改定前 (2014年10月2日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第4章 責任 第12条 (保障・責任の制限)</p> <p>5. 本サービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により本サービス会員に損害が生じた場合には、本サービス会員が当該損害の生じる直前の1年間に本規定第9条に基づいて当社に支払った本サービスの利用料金の合計額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします(すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません)。</p>	<p>第4章 責任 第12条 (保障・責任の制限)</p> <p>5. 本サービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により本サービス会員に損害が生じた場合には、本サービス会員が当該損害の生じる直前の1年間に本規定第9条に基づいて当社に支払った本サービスの利用料金の合計額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします(すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません)。但し、当社の故意、または重過失により生じた場合はこの限りではありません。</p>
<p>第6章 BBフォン会員の責務等 第14条 (当社による契約解除)</p> <p>当社は、以下の場合、本サービス会員に何らの催告をすることなく利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、本サービス会員が複数の利用契約を締結している場合には、当社は当該利用契約についても同様に解除することができるものとします。</p>	<p>第6章 BBフォン会員の責務等 第14条 (当社による契約解除)</p> <p>当社は、以下の場合、利用契約を解除できるものとします。なお、この場合、本サービス会員が複数の利用契約を締結している場合には、当社は当該利用契約についても同様に解除することができるものとします。</p>
<p>(1) 本サービス会員が本規約、等または使用許諾契約に反する行為をし、または違反状態に至ったとき</p>	<p>(1) 本サービス会員が本規約、使用許諾契約または基本規約に反する行為をし、または違反状態に至り、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかったとき</p>
<p>(2) 本サービスその他当社が提供するサービスについて、当社に対する利用料金等の支払いを怠ったとき</p>	<p>(2) 本サービスその他当社が提供するサービスについて、当社に対する利用料金等の支払いを怠り、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかったとき</p>
<p>(4) その他当社が本サービス会員による本サービスの利用の継続が不相当と判断するとき</p>	<p>(4) その他合理的な理由に基づき当該本サービス会員による本サービスの利用の継続が不相当と認められるとき</p>

「公衆無線 LAN 個別規定」新旧対照表

<p>改定前 (2017年1月16日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第2章 公衆無線 LAN 利用契約 第4条 (申込の資格) 2. (2)過去に当社から不正利用などにより公衆無線 LAN 会員規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または ADSL サービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき</p>	<p>第2章 公衆無線 LAN 利用契約 第4条 (申込の資格) 2. (2)過去に当社から不正利用などにより公衆無線 LAN 利用契約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または ADSL サービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき</p>
<p>第6章 公衆無線 LAN の停止等 第14条 (責任の制限) 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN をすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、公衆無線 LAN 会員に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN をすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。当社は、いかなる場合においても、かかる額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。</p>	<p>第6章 公衆無線 LAN の停止等 第14条 (責任の制限) 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN をすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、公衆無線 LAN 会員に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN をすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。</p>
<p>第15条 (免責) 2. 当社は、本規定等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>第15条 (免責) 2. 当社は、本規定等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>4. 当社は、前条および本規定に明示的に定める場合の他、公衆無線 LAN 会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>	<p>4. 当社は、前条および本規定に明示的に定める場合を除き、公衆無線 LAN 会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>